

訴訟上の相殺に供された債権を受働債権とする訴訟外の相殺を適法とした事案

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和3年2月17日
【事件番号】 令和1年（ワ）第28852号
【事件名】 受信料請求事件
【裁判結果】 請求認容判決
【参照法令】 民法506条1項後段
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571411

熊本大学講師 池邊摩依

事実の概要

1 本件は、放送法に基づいて設立された法人である原告Xが、被告Yに対し、放送受信契約に基づき、令和元年第3期（令和元年8月および同年9月分）の放送受信料合計4560円の支払いを求めた事案である。Yは、同支払義務の発生自体は争っておらず、Xとの間の別件訴訟において取得した訴訟費用償還請求権（以下、「Y訴訟費用償還請求権」という）による訴訟上の相殺の抗弁を主張し、請求の棄却を求めた。これを受けて、Xは、訴訟外で、このY訴訟費用償還請求権と、別件訴訟において取得した訴訟費用償還請求権（以下、「X訴訟費用償還請求権」という）とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

2 各請求権の成立、相殺の意思表示等の時期は、それぞれ以下の通りである。

(1) X Y間には、令和元年8月1日付けで、放送受信契約が成立し、本契約に基づき、Yは、令和元年第3期の放送受信料合計4560円を同年9月末日までに支払う義務を負った（以下、「本訴請求債権」という）。

(2) Yは、令和2年8月28日、本訴請求債権とY訴訟費用償還請求権とを対当額で相殺する旨を記載した、同日付け準備書面を提出した。この時点で、訴訟費用額は確定していなかったものの、Yは、訴え提起手数料として納付した14000円を下らないとしていた。

Y訴訟費用償還請求権は、平成30年3月20日、Xに対して訴訟費用の負担を命じる裁判を含む判決が確定したことによりYが得たものである。Y

の訴訟費用額確定処分の申立てに対し、令和2年9月16日、その額を39688円と定める訴訟費用額確定処分が下され、同月18日、Xに告知された。債権額が確定したのを受けて、Yは、同月23日、先の相殺が無効であった場合に備えて、予備的に、本訴請求債権とY訴訟費用償還請求権とを対当額で相殺する旨記載した、同月19日付け準備書面を提出した。

Yは、これらの準備書面を、同年10月12日の第2回口頭弁論期日において陳述し、本裁判所は、「各抗弁は訴訟上の相殺の抗弁としては同一のもの」と解した。

(3) Xは、令和2年9月5日、同月4日付け通知書により、Yに対し、Y訴訟費用償還請求権とX訴訟費用償還請求権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。X訴訟費用償還請求権については、Xの訴訟費用額確定処分の申立てに対して、平成29年11月13日、訴訟費用額を48606円と定める確定処分が下されていた。

Xは、令和2年9月24日、YによるY訴訟費用償還請求権の訴訟費用額確定処分の申立てを受け、本件処分に対する異議を申し立てた上で、同月26日、同月25日付け通知書により、再び、Yに対し、Y訴訟費用償還請求権とX訴訟費用償還請求権とを対当額で相殺する旨の意思表示をし、さらに、同年10月1日、上記訴訟費用額確定処分に対する異議申立てを取り下げた上で、同月3日、同月1日付け通知書により、Yに対し、3度目のY訴訟費用償還請求権とX訴訟費用償還請求権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

判決の要旨

請求認容。

1 「訴訟上の相殺の意思表示は、相殺の意思表示がされたことにより確定的にその効果を生ずるものではなく、当該訴訟において裁判所により相殺の判断がされることを停止条件として実体法上の相殺の効果が生ずるものであるから、口頭弁論の終結時までに訴訟上の相殺に供した債権が消滅した場合には、当該相殺の意思表示に基づく相殺の抗弁は理由のないものとなる。

他方、訴訟上の相殺の意思表示が相手方に対してされても実体的な効果が生じるものではなく、口頭弁論終結時を基準とする裁判所の判断を停止条件として相殺の抗弁としての効力が生じるといふ性質に照らすと、その相殺に供される債権は、口頭弁論終結時までに債権額が確定し、かつ弁済期が到来して相殺適状の要件を備えれば足りると解されるから、Yが本件訴訟費用額確定処分告知前やその確定前のY訴訟費用償還請求権を自働債権として訴訟上の相殺の抗弁を主張したとしてもそれだけを理由に無効になることはない」。

2 「訴訟費用償還請求権は裁判所書記官による訴訟費用額確定処分が当事者に告知されることによってその効力を生じるのであって、同処分に対する異議の申立ては執行停止の効力を有するにすぎないから、当該訴訟費用償還請求権は、同処分が当事者に告知された時点で、債権額が確定し、かつ弁済期も到来した債権としての性格を備えるに至り、権利行使ないし債務消滅行為をすることが可能となるものと解される。

本件においては、本件訴訟費用額確定処分は、令和2年9月18日に相手方たるXに対する告知がされ、申立人たるYに対しては、遅くとも、同月19日には告知がされたものと認められるから、少なくとも同日以降は、Y訴訟費用償還請求権は債権消滅行為である相殺における受働債権としての適格を有することとなる。

そうすると、Xが同月26日にした、X訴訟費用償還請求権（その額は48606円）を自働債権とし、Y訴訟費用償還請求権（その額は39688円）を受働債権としてその対当額で相殺する旨のYに対する意思表示は有効なものといふことができ、同意意思表示により、Y訴訟費用償還請求権は全て消滅したものと認められる。

したがって、Yが訴訟上の相殺に供した自働債権は本件訴訟の口頭弁論終結時には既に消滅しているのであって、裁判所がYの訴訟上の相殺の抗弁を判断する際には存在しないのであるから、同抗弁は理由がないというべきである。」

3 「訴訟外において相殺の意思表示がされた場合には、相殺の要件を満たしている限り、これにより確定的に相殺の効果が発生するのであるから、訴訟上の相殺の抗弁に対して訴訟外の相殺を再抗弁として主張したとしても、仮定の上に仮定が積み重ねられて審理の錯雑を招くといふ事態に陥るおそれはなく、平成10年最高裁判決も同旨であることが明らかである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、被告が本訴請求債権を受働債権として訴訟上の相殺の抗弁を提出したのに対し、原告が、相殺に供された被告の債権を受働債権として訴訟外の相殺の意思表示をした場合に、これを適法とし、その結果、被告が訴訟上の相殺に供した債権は、口頭弁論終結時には消滅しており、被告の相殺の抗弁には理由がないと判断した。被告の相殺の抗弁に対する原告の反対相殺の再抗弁については、最判平10・4・30（民集52巻3号930頁、判時1637号3頁、判タ977号48頁。以下、「平成10年判決」とする）が、原告が訴訟上の相殺として反対相殺の再抗弁を提出した事案につき、これを不適法としており、反対相殺の再抗弁の適法性についてのリーディングケースとなっている。本判決は、平成10年判決との整合性に留意しつつ、本事案の相殺が訴訟外の相殺であることから、平成10年判決が原告による反対相殺を退けた理由である「審理の錯雑」を生じないとして、原告による反対相殺を適法とした（判決の要旨3）点に意義がある（と同時に疑問がある）。

二 訴訟上の相殺の法的性質と反対相殺の再抗弁の適法性

1 民法は、相殺の意思表示に条件を付することを許容していないものの（民法506条1項後段）、訴訟上の相殺を、裁判所によって判断されることを条件とした、実体法上の相殺と解することは、判例および学説において、おおむね認められてい

る。これは、たとえば、相殺の抗弁が時機に後れた攻撃防御方法として却下された場合のように、訴訟上の理由から相殺の抗弁についての判断がなされずに訴訟が終了したときに、それにもかかわらず実体法上は相殺の効果が生じるという不都合を回避する必要から正当化される。

同じことは、訴訟で主張することを目的として訴訟外で相殺の意思表示を行った上で、訴訟において相殺の抗弁を提出したものの、これが訴訟上の理由から却下されたときにも生じることから、このような場合も訴訟上の相殺の場合と同様に解すべきことが主張されている¹⁾。相殺の意思表示が訴訟外でなされたときにも、相殺と訴訟の關係に鑑みて訴訟上の相殺と同じ規律を及ぼすべきことを提言する、このような見解は、本事案の検討にも手掛かりを提供すると考えられる(三三参照)。

2 次に、訴訟上の相殺の条件が、停止条件なのか解除条件なのかが問題となる。

従来の裁判実務では、裁判所が請求原因事実の存在を肯定し、相殺の抗弁以外の抗弁を排斥したことを停止条件として訴訟上の相殺の意思表示が効力を持つと解されているように見受けられる²⁾。これに対して、学説では、裁判所が相殺の抗弁を訴訟上の理由から斟酌しない場合には、相殺の実体法上の効果も事後的に消滅すると見る解除条件説が、有力に主張されている³⁾。

平成10年判決をきっかけに学説から解除条件説の途が示されたものの、本判決は、平成10年判決が停止条件説に立つと解される(停止条件との明言はない)ことから、停止条件と明言するに至っている(判決の要旨1)。

3 停止条件説に立つと、裁判所の判断があるまでは、相殺の抗弁、反対相殺の再抗弁等々が併存することになり、理論的には、反対相殺を適法と解する結論に結び付きやすいといえる。これに対して、解除条件説によれば、本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁が提出された場合、次のような審理を経ることから、反対相殺の再抗弁は審理の対象となる余地がなく、不適法と解される。すなわち、本訴請求債権が存在し、かつ相殺に供された債権も存在する場合には、両債権は相殺適状の時点にさかのぼって対当額で消滅することになるため、消滅した債権を受働債権とする反対相殺の再抗弁を審理する余地はなくなるし、また、

そもそも本訴請求債権が不存在の場合には、相殺に供された債権についての審理そのものが不要であり、これを受働債権とする反対相殺の再抗弁を審理する余地がないため、結局、反対相殺は、実体法上、常に空振りに終わることになり、意味のない抗弁として排斥されることになるからである⁴⁾。

この点、反対相殺の再抗弁の適法性についてのリーディングケースである平成10年判決は、停止条件説に立ちつつも、「相殺の抗弁に対してさらに相殺の再抗弁を主張することが許されるもの」とすると、仮定の上に仮定が積み重ねられて当事者間の法律関係を不安定にし、いたずらに審理の錯雑を招くことになって相当でない⁵⁾という訴訟上の理由から、反対相殺の再抗弁を排斥した。

三 訴訟外の相殺

1 以上とは別に、相殺に供された債権が訴訟外の相殺の意思表示によって既に消滅しているとの抗弁は、当然に適法と解される⁵⁾。訴訟上の反対相殺の再抗弁を不適法として排斥した平成10年判決も、「訴訟外において相殺の意思表示がされた場合には、相殺の要件を満たしている限り、これにより確定的に相殺の効果が発生するから、これを再抗弁として主張することは妨げない」としていた。

2 本判決は、これを受けて、Xの訴訟外の相殺を適法と判断したものである。しかしながら、本事案のように、訴訟外の相殺の意思表示が訴訟係属後になされた場合にも、訴え提起に先んじて訴訟とはまるで無関係に、訴訟外で相殺の意思表示がなされていた場合と同様に解することができるかどうかには、疑問がある。特に、訴訟上の反対相殺の再抗弁が不適法と解されていることに鑑みると、自働債権も受働債権も意思表示の時期も全く同じ相殺であるにもかかわらず、訴訟上でなされた場合には不適法、訴訟外でなされた場合には適法と、真逆の帰結に至ることになるため、正当化を要するようと思われる。

3 この点、二1で見た、訴訟で主張することを目的として訴訟外で相殺の意思表示を行った上で訴訟において相殺の抗弁を提出した場合、訴訟上の相殺と同じ規律を及ぼすべきことを主張する見解を参照し、相殺の意思表示が訴訟外でなされたか訴訟上なされたかという外観により訴訟上の

取扱いを分けるのではなく、訴訟外の相殺のうち、訴訟とは無関係になされた相殺と、訴訟において主張することを目的とした（特に訴訟係属後になされた）相殺とを区別し、後者には、訴訟上の相殺と同じ規律を及ぼすことで、不均衡を是正することができると考えられる。

四 問題の分析と解決の方向

1 本判決は、Xが訴訟外で行った相殺を適法と解し、これによって、Yが本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁に供した債権は、最終口頭弁論期日には、既に消滅していたと認定した。

本件におけるXの訴訟外の相殺は、もし、この相殺の意思表示が訴訟上なされていれば平成10年判決によって確立された判例法理により不適法であったところ、訴訟外で行われたため本判決によって適法と解されたという点で、結果として、同じ時期に同じ目的でなされる相殺にもかかわらず、訴訟上なされれば不適法、訴訟外でなされれば適法との正反対の帰結になるという問題を先鋭に示すこととなった。

2 問題は、(1) 反対相殺の再抗弁を排斥する根拠を何に求めるか（上述二三参照）と、(2) 訴訟外の相殺ならば、無条件にこれを適法と解すべきかどうか（上述三参照）の2点にあると考えられる。

平成10年判決は、(1) 訴訟上の反対相殺の再抗弁を、審理の錯雑を理由に、不適法として排斥する一方で、(2) 訴訟外の相殺については、適法とする余地を認めていた。本判決は、これを、訴訟外の相殺は審理の錯雑を招かないため一律に適法と解したものと理解したことから、不整合な帰結に至っているように見受けられる。

3 そこで、一部学説によって既に主張されているように、(1) 訴訟上の相殺の法的性質につき解除条件説に立つことで、反対相殺の再抗弁を、実体法上の理由から（も）不適法と解し、かつ(2) 訴訟係属後、または訴え提起に近接して、訴訟上主張することを目的として、訴訟外で相殺の意思表示がなされた場合にも、訴訟上の相殺と同様の規律を及ぼすことで、以下の通り、問題を整合的に解決することができるように思われる。

すなわち、(1) 相殺の抗弁を、裁判所により斟酌されることを解除条件とした相殺の意思表示と解せば、訴訟上の相殺も、意思表示のときにひとまず実体法上の効力を生じることとなり、した

がって、訴求債権も相殺に供された債権も共に存在する場合には、両者は相殺適状のときに遡って対当額で消滅するし、そもそも訴求債権が存在しない場合には相殺の抗弁につき審理する余地はないことから、相殺に供された債権を受働債権とした反対相殺の再抗弁は、常に、実体法上意味のない抗弁として不適法となると考えられる（上述二三参照）。(2) その上で、訴訟係属後、または、訴え提起の直前に、当該訴訟において主張することを目的として、訴訟外でなされた相殺は、相殺の抗弁に供された債権が、訴訟とは無関係に、相殺によって消滅していたという主張とは区別されて、訴訟上の相殺と同様の規律に服すと解すべきである（上述三三参照）。このように解せば、訴求債権の存否、これを受働債権とする相殺、反対相殺再抗弁という審理における判断の順序に、訴訟外の相殺が割り込むことを防ぐことができる。

4 以上のように考えると、本事案では、原告による訴訟外の相殺は、訴訟係属後、訴訟上主張する目的でなされたものであることから、訴訟上の相殺の規律に服すものと解されることとなり、結果として、この反対相殺は、審理において判断される余地はなく、不適法と解されることになる。この帰結は、訴訟上の反対相殺の再抗弁や、訴訟係属とは無関係に訴訟外でなされた相殺の場合の帰結と、より整合するようと思われる。

●—注

- 1) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂、2019年）466頁、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』（弘文堂、2015年）353頁〔松本〕等参照。
- 2) 長沢幸男・最判解民事篇平成10年度上508頁以下参照。
- 3) 松本博之・法教216号103頁、本間靖規・平成10年度重判解130頁等参照。
- 4) なお、審理において、反対相殺の再抗弁につき判断するためには、停止条件説に立った上で、相殺の順序につき、反対相殺を先に判断する立場を採る必要がある。裁判実務はこの立場を採る（長沢・前掲注2）参照）ものの、その根拠は明確でない。
- 5) 新堂・前掲注1）466頁、松本＝上野・前掲注1）353頁〔松本〕等参照。